

島根県報

平成25年 5 月 14日 (火) **号外 第 9 0 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	^
	<i>3</i> 1/
—	>

【告 示】

隠岐海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許の内容等の事前決定 (水 産 課) 2

告示

島根県告示第353号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、隠岐海区に係る海面における共同漁業、定置漁業及び区 画漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日並びに申請期間を次のとおり定めたので、同条第 5項の規定により告示する。

平成25年5月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

共同漁業の部

- 1 免許の内容たるべき事項及び関係地区
- ◎公示番号 共第40号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期 第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

もずく漁業4月1日から10月31日まであわび漁業1月1日から12月31日までさざえ漁業1月1日から12月31日までなまこ漁業1月1日から12月31日までうに漁業1月1日から12月31日までたこ漁業1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、西田、今津、岬町及び加茂地 先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第71号から160度の線、基点第72号及びアを結んだ線並びに基点第73号から69度の方位との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)と距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第71号 隠岐郡隠岐の島町加茂、蛸木界(旧西郷町、旧都万村界)に設置した標柱

基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界(旧西郷町、旧布施村界)に設置した標柱

基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界(旧西郷町、旧布施村界)松島東北端に設置した標柱

ア 基点第72号から26度松島と接する点

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、有木、池田、上西、栄町、城北町、原田、平、西田、今津、岬町及び加茂

- ◎公示番号 共第41号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで もずく漁業 4月1日から10月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美地先

たこ漁業

(ウ) 漁場の区域

次の基点第72号及びアを結んだ線、基点第73号から69度の方向、ウ及びイを結んだ線並びにイから39度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

1月1日から12月31日まで

基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界(旧西郷町、旧布施村界)に設置した標柱

基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界(旧西郷町、旧布施村界)松島北東端に設置した標柱

基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱

ア 基点第72号から26度松島と接する点

イ 基点第74号から264度10メートルの点

ウ イから219度対岸と接する点

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美

- ◎公示番号 共第42号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

 漁業種類
 漁業の名称
 漁業時期

 第一種共同漁業
 わかめ漁業
 1月15日

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業3月1日から8月31日までもずく漁業4月1日から10月31日まであわび漁業1月1日から12月31日までさざえ漁業1月1日から12月31日までなまこ漁業1月1日から12月31日までうに漁業1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後地先

(ウ) 漁場の区域

次のア及びイを結んだ線、アから39度の方向並びに基点75号から344度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱

基点第75号 隠岐郡隠岐の島町伊後、久見界(旧西郷町、旧五箇村界)に設置した標柱

ア 基点第74号から264度10メートルの点

イ アから219度対岸に接する点

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後

漁業の名称

- ◎公示番号 共第43号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで
 いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで
 てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで
 もずく漁業 4月1日から10月31日まで
 あわび漁業 1月1日から12月31日まで
 さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで

漁業時期

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町久見、代、北方及び南方地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第75号から344度の方向及び基点第76号から279度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島 しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第75号 隠岐郡隠岐の島町久見、伊後界(旧五箇村、旧西郷町界)に設置した標柱 基点第76号 隠岐郡隠岐の島町北方、蔵田界(旧五箇村、旧都万村界)に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町久見、代、伊後、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方

- ◎公示番号 共第44号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

もずく漁業 4月1日から10月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木地先(大森島、舟島、くり島及び音部島を除く。)

(ウ) 漁場の区域

次の基点第76号から279度の方向及び基点第71号から160度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島

しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第71号 隠岐郡隠岐の島町蛸木、加茂界(旧都万村、旧西郷町界)に設置した標柱 基点第76号 隠岐郡隠岐の島町蔵田、北方界(旧都万村、旧五箇村界)に設置した標柱

漁業時期

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

漁業の名称

- ◎公示番号 共第45号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで もずく漁業 4月1日から10月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町音部島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡隠岐の島町音部島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

- ◎公示番号 共第46号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

もずく漁業

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

4月1日から10月31日まで

てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートル

の線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

漁業の名称

うに漁業

- ◎公示番号 共第47号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで もずく漁業 4月1日から10月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

漁業時期

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田地先(松島及び二股島を除く。)

(ウ) 漁場の区域

次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島 しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第77号及び基点第78号を結んだ 線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

1月1日から12月31日まで

基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第80号 隠岐郡海士町大字海士、知々井界に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田

- ◎公示番号 共第48号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業3月1日から8月31日までもずく漁業4月1日から10月31日まであわび漁業1月1日から12月31日までさざえ漁業1月1日から12月31日までなまこ漁業1月1日から12月31日までたこ漁業1月1日から12月31日までたこ漁業1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町松島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

- ◎公示番号 共第49号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大礁

(ウ) 漁場の区域

次のアを中心とした半径500メートルの区域

基点第81号 隠岐郡海士町大字豊田亀高鼻に設置した標柱

基点第82号 隠岐郡海士町小森島北端に設置した標柱

ア 基点第81号から17度の線と基点第82号から89度の線との交点

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

- ◎公示番号 共第50号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

もずく漁業 4月1日から10月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡海士町二股島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡海士町二股島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた 区域

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

◎公示番号 共第51号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

もずく漁業 4月1日から10月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島 しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第80号 隠岐郡海士町大字知々井、海士界に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎

- ◎公示番号 共第52号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

もずく漁業 4月1日から10月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町地先(星ノ神島を除く。)

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡西ノ島町周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第77号及び基点第78号を結んだ線及び基点第83号から235度30分の線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱 基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡西ノ島町

- ◎公示番号 共第53号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

もずく漁業 4月1日から10月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業1月1日から12月31日までうに漁業1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町星ノ神島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡西ノ島町星ノ神島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

隠岐郡西ノ島町

- ◎公示番号 共第54号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

もずく漁業 4月1日から10月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡知夫村周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の基点第83号から235度30分の線及び最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区 域を除く。

基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 共第55号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 1月15日から6月10日まで

いわのり漁業 11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業 3月1日から8月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町竹島(西島(男島)、東島(女島)及びその沿岸島しょを含む。)地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡隠岐の島町竹島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

隠岐郡

- ◎公示番号 共第135号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類漁業の名称漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、西田、今津、岬町及び加茂地 先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第71号から160度の線、基点第72号及びアを結んだ線並びに基点第73号から69度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

基点第71号 隠岐郡隠岐の島町加茂、蛸木界(旧西郷町、旧都万村界)に設置した標柱

基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界(旧西郷町、旧布施村界)に設置した標柱

基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界(旧西郷町、旧布施村界)松島北東端に設置した標柱

ア 基点第72号から26度松島と接する点

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、有木、池田、上西、栄町、城北町、原田、平、西田、今津、岬町及び加茂

- ◎公示番号 共第136号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類漁業の名称漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第72号及びアを結んだ線、基点第73号から69度の方向、ウ及びイを結んだ線並びにイから39度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界(旧西郷町、旧布施村界)に設置した標柱

基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界(旧西郷町、旧布施村界)松島北東端に設置した標柱

基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱

ア 基点第72号から26度松島と接する点

イ 基点第74号から264度10メートルの点

ウ イから219度対岸と接する点

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美

- ◎公示番号 共第137号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後地先

(ウ) 漁場の区域

次のア及びイを結んだ線、アから39度の方向並びに基点第75号から344度の方向との三直線並びに最大高潮時海 岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱

基点第75号 隠岐郡隠岐の島町伊後、久見界(旧西郷町、旧五箇村界)に設置した標柱

ア 基点第74号から264度10メートルの点

イ アから219度対岸に接する点

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後

- ◎公示番号 共第138号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類漁業の名称漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業

1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町久見、代、北方及び南方

(ウ) 漁場の区域

次の基点第75号から344度の方向及び基点第76号から279度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島 しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第75号 隠岐郡隠岐の島町久見、伊後界(旧五箇村、旧西郷町界)に設置した標柱

基点第76号 隠岐郡隠岐の島町北方、蔵田界(旧五箇村、旧都万村界)に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町久見、代、伊後、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方

- ◎公示番号 共第139号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木地先(大森島、舟島、くり島及び音部島を除く。)

(ウ) 漁場の区域

次の基点第76号から279度の方向及び基点第71号から160度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島 しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第71号 隠岐郡隠岐の島町蛸木、加茂界(旧都万村、旧西郷町界)に設置した標柱 基点第76号 隠岐郡隠岐の島町蔵田、北方界(旧都万村、旧五箇村界)に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

- ◎公示番号 共第140号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町音部島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡隠岐の島町音部島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

- ◎公示番号 共第141号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

- ◎公示番号 共第142号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田地先(松島及び二股島を除く。)

(ウ) 漁場の区域

次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島 しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第77号及び基点第78号を結んだ 線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第80号 隠岐郡海士町大字海士、知々井界に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

- ◎公示番号 共第143号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町松島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区

域

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

- ◎公示番号 共第144号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大礁

(ウ) 漁場の区域

次のアを中心とした半径500メートルの区域

基点第81号 隠岐郡海士町大字豊田亀高鼻に設置した標柱

基点第82号 隠岐郡海士町小森島北端に設置した標柱

ア 基点第81号から17度の線と基点第82号から89度の線との交点

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

- ◎公示番号 共第145号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町二股島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡海士町二股島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた 区域

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

- ◎公示番号 共第146号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島 しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱 基点第80号 隠岐郡海士町大字知々井、海士界に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎

- ◎公示番号 共第147号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類漁業の名称漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町地先(星ノ神島を除く。)

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡西ノ島町周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第77号及び基点第78号を結んだ線及び基点第83号から235度30分の線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡西ノ島町

- ◎公示番号 共第148号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町星ノ神島地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡西ノ島町星ノ神島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

隠岐郡西ノ島町

- ◎公示番号 共第149号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業

1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡知夫村地先

(ウ) 漁場の区域

隠岐郡知夫村周囲最大高潮時沿岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の基点第83号から235度30分の線及び最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

(2) 関係地区

隠岐郡知夫村

- 2 免許予定日及び申請期間
 - (1) 免許予定日 平成25年9月1日
 - (2) 申請期間 平成25年5月15日から同年7月12日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 制限又は条件

公示番号共第135号から共第149号までに係るもの

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

定置漁業の部

- 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区
- ◎公示番号 定第51号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町久見池尻鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第151号、ア、イ及び基点第151号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第151号 隠岐郡隠岐の島町久見池尻鼻西北端に設置した標柱

ア 基点第151号から353度1,200メートルの点

イ 基点第151号から323度1,200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町久見

- ◎公示番号 定第52号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町北方地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第152号、ア、イ及び基点第152号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第152号 隠岐郡隠岐の島町北方村松通称中ノ島に設置した標柱

ア 基点第152号から253度1,400メートルの点

イ 基点第152号から223度1,800メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町北方

- ◎公示番号 定第53号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字豊田地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第153号、ア、イ及び基点第153号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第153号 隠岐郡海士町大字豊田エビス鼻に設置した標柱

ア 基点第153号から145度550メートルの点

イ 基点第153号から194度550メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字豊田

- ◎公示番号 定第54号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字崎地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第154号 隠岐郡海士町大字崎荒浦地先岩上に設置した標柱

ア 基点第154号から141度53分737.2メートルの点

イ 基点第154号から198度34分611.9メートルの点

ウ 基点第154号から263度1分246.8メートルの点

エ 基点第154号から107度25分267.3メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字崎

- ◎公示番号 定第55号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字崎地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第155号 隠岐郡海士町大字崎宮の前鼻に設置した標柱

基点第155号から146度350メートルの点

イ アから115度1,080メートルの点

ウ アから165度1.280メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字崎

- ◎公示番号 定第56号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷三度地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第156号、ア、イ及び基点第156号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第156号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷三度青凪浜中岩に設置した標柱

P 基点第156号から169度1,200メートルの点

イ 基点第156号から217度750メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

- ◎公示番号 定第57号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期 漁業種類 漁業の名称

定置漁業 いか、雑魚定置漁業 9月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第157号、ア、イ及び基点第157号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第157号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島北端に設置した標柱

基点第157号から7度500メートルの点

基点第157号から55度500メートルの点 イ

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

- ◎公示番号 定第58号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

定置漁業 いか、雑魚定置漁業 9月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第158号、ア、イ及び基点第158号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第158号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷赤島西端岩に設置した標柱

基点第158号から54度490メートルの点

イ 基点第158号から97度400メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

- ◎公示番号 定第59号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 いか、雑魚定置漁業 9月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第159号、ア、イ及び基点第159号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第159号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻南端に設置した標柱

ア 基点第159号から167度450メートルの点

1 基点第159号から215度450メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

- 2 免許予定日及び申請期間
 - (1) 免許予定日 平成25年9月1日
 - (2) 申請期間 平成25年5月15日から同年7月12日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

- 2 制限又は条件
- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
- 3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

区画漁業の部

- 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区
- ◎公示番号 区第91号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期 第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂神尾地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第601号 隠岐郡隠岐の島町加茂神尾に設置した標柱

基点第602号 隠岐郡隠岐の島町加茂的前東端に設置した標柱

ア 基点第601号から178度1,180メートルの点

イ アから308度300メートルの点

ウ エから308度300メートルの点

エ 基点第602号から178度700メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

- ◎公示番号 区第92号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第603号、ア、イ、ウ及び基点第604号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第603号 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎通称海苔島に設置した標柱

基点第604号 隠岐郡隠岐の島町加茂小鷹取島東端に設置した標柱

ア 基点第603号から270度220メートルの点

イ アから180度660メートルの点

ウ 基点第604号から180度570メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

- ◎公示番号 区第93号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第605号、ア、イ及び基点第606号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた マ城

基点第605号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島北端に設置した標柱

基点第606号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島東端に設置した標柱

基点第607号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島北端に設置した標柱

ア 基点第607号から263度30分290メートルの点

イ 基点第607号から263度30分190メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦

- ◎公示番号 区第94号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第608号、ア、イ、ウ及び基点第608号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第608号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島南端に設置した標柱

ア 基点第608号から90度200メートルの点

イ ウから90度150メートルの点

ウ 基点第608号から180度500メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦

- ◎公示番号 区第95号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町今津地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第611号、ア、イ、ウ、エ及び基点第611号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第609号 隠岐郡隠岐の島町今津岸浜白崎南端に設置した標柱

基点第610号 隠岐郡隠岐の島町今津岸浜平瀬南端に設置した標柱

基点第611号 隠岐郡隠岐の島町今津大崎南端に設置した標柱

基点第612号 隠岐郡隠岐の島町今津、西沖防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第609号から150度190メートルの点

イ 基点第610号から217度30分720メートルの点

ウ 基点第612号から180度500メートルの点

エ 基点第612号から180度190メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町今津

- ◎公示番号 区第96号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町今津地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第613号、ア、イ及び基点第614号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第613号 隠岐郡隠岐の島町今津オシドリに設置した標柱

基点第614号 隠岐郡隠岐の島町今津川尻瀬の上に設置した標柱

基点第613号から180度980メートルの点

1 基点第614号から180度250メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町今津(今津岸浜を除く。)

- ◎公示番号 区第97号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町東町金峯山立木地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第615号、ア、イ、ウ及び基点第617号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域

基点第615号 隠岐郡隠岐の島町東町舟島崎に設置した標柱

基点第616号 隠岐郡隠岐の島町東町高瀬崎に設置した標柱

基点第617号 隠岐郡隠岐の島町東町吹上崎に設置した標柱

基点第615号から179度300メートルの点

基点第616号から132度300メートルの点 1

ウ 基点第617号から132度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町

- ◎公示番号 区第98号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町飯田チエバ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第618号、ア、イ、ウ及び基点第618号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第618号 隠岐郡隠岐の島町飯田立木チエバ南端に設置した標柱

T 基点第618号から180度100メートルの点 イ アから90度300メートルの点

ウ 基点第618号から90度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町

- ◎公示番号 区第99号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町犬来長浜地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第619号、ア、イ及び基点第620号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第619号 隠岐郡隠岐の島町犬来通称ヤマノシ東端に設置した標柱

基点第620号 隠岐郡隠岐の島町釜通称わが灘突端に設置した標柱

ア 基点第619号から90度500メートルの点

イ 基点第620号から90度500メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町犬来

- ◎公示番号 区第100号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町布施向谷地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第622号、基点第621号、ア、イ及び基点第622号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第621号 隠岐郡隠岐の島町卯敷アゴ越崎通称赤島西端に設置した標柱

基点第622号 隠岐郡隠岐の島町布施向谷1158番地1に設置した標柱

ア 基点第621号から0度140メートルの点

イ 基点第622度から0度150メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町布施

- ◎公示番号 区第101号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町飯美深浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第624号、ア、イ、ウ及び基点第624号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第623号 隠岐郡隠岐の島町飯美十ノ崎北端に設置した標柱

基点第624号 隠岐郡隠岐の島町飯美通称うまのせに設置した標柱

ア 基点第623号から40度20メートルの点

イ 基点第623号から40度320メートルの点

ウ 基点第624号から40度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町飯美

- ◎公示番号 区第102号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町元屋地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第625号と基点第626号の各点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第625号 隠岐郡隠岐の島町元屋通称馬の瀬北端に設置した標柱

基点第626号 隠岐郡隠岐の島町元屋通称イララギ東端に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町元屋

- ◎公示番号 区第103号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蛸木地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第627号、ア、イ及び基点第628号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

基点第627号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷南端に設置した標柱

基点第628号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷に設置した標柱

ア 基点第627号から90度270メートルの点

イ 基点第628号から90度220メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町蛸木

- ◎公示番号 区第104号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字豊田オオヤ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第629号、ア、イ及び基点第630号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第629号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港北側突端に設置した標柱

基点第630号 隠岐郡海士町大字豊田通称オオヤのワレに設置した標柱

基点第631号 隠岐郡海士町大字豊田エビス鼻に設置した標柱

ア 基点第629号から112度210メートルの点

イ 基点第630号から90度の線と基点第631号及びアを結んだ線との交点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字豊田

- ◎公示番号 区第105号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字宇受賀鉢神地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第632号、ア、イ及び基点第633号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第632号 隠岐郡海士町大字豊田平瀬北東端に設置した標柱

基点第633号 隠岐郡海士町大字宇受賀鉢神崎に設置した標柱

ア 基点第632号から0度200メートルの点

イ 基点第633号から45度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字宇受賀

- ◎公示番号 区第106号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井カズラ島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第634号、ア、イ及び基点第635号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第634号 隠岐郡海士町大字福井カズラ島南端に設置した標柱

基点第635号 隠岐郡海士町大字福井カズラ島北端に設置した標柱

ア 基点第634号から98度100メートルの点

イ 基点第635号から98度100メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字福井

- ◎公示番号 区第107号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字崎長浜地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第637号、ア及び基点第638号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第636号 隠岐郡海士町大字崎通称沖ノ瀬南端に設置した標柱

基点第637号 隠岐郡海士町大字崎通称カーブシ鼻東端に設置した標柱

基点第638号 隠岐郡海士町大字崎松屋鼻南端に設置した標柱

ア 基点第637号から125度の線と基点第636号及び基点第638号を結んだ線との交点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字崎

- ◎公示番号 区第108号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井イタイ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第639号と基点第640号の各点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第639号 隠岐郡海士町大字知々井黒崎鼻南端に設置した標柱

基点第640号 隠岐郡海士町大字知々井白崎鼻西端に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第109号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井保々見地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第641号、ア及び基点第642号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第641号 隠岐郡海士町大字知々井保々見、沖防波堤南東端に設置した標柱

基点第642号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻南東端に設置した標柱

ア 基点第642号から20度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第110号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字宇賀犬島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第643号、ア、イ及び基点第644号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第643号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀犬島東端に設置した標柱

基点第644号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀冠島北端に設置した標柱

ア 基点第643号から120度200メートルの点

イ 基点第644号から120度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字宇賀

- ◎公示番号 区第111号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田いざなぎ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第645号、基点第646号及び基点第647号の各点を順次に結んだ線並びに基点第648号と基点第649号を結 んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第645号 隠岐郡西ノ島町大字美田大床3734番地通称カタド北端に設置した標柱

基点第646号 隠岐郡西ノ島町大字美田男島南端に設置した標柱

基点第647号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻亀岩北端に設置した標柱

基点第648号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻亀岩南端に設置した標柱

基点第649号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻東側に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字美田

- ◎公示番号 区第112号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 藻類養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士菱浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第791号及び基点第792号の各点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第791号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱(東側) 基点第792号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱(西側)

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

- ◎公示番号 区第113号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 藻類養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第793号及び基点第794号の各点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第793号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱(東側) 基点第794号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱(西側)

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

- ◎公示番号 区第114号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ほんだわら養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村ウデ島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第795号、ア、イ、ウ及び基点第797号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第795号 隠岐郡知夫村ウデ島北端に設置した標柱

基点第796号 隠岐郡知夫村古海弁天鼻北端に設置した標柱

基点第797号 隠岐郡知夫村ウデ島南端に設置した標柱

ア 基点第796号から3度230メートルの点

イ 基点第796号から3度130メートルの点

ウ 基点第797号から183度20メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第115号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ほんだわら養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村浅島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第798号、ア、イ、基点第799号、基点第800号及び基点第801号の各点及び最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域

基点第798号 隠岐郡知夫村浅島東端に設置した標柱

基点第799号 隠岐郡知夫村鵜島北側に設置した標柱

基点第800号 隠岐郡知夫村鵜島南側に設置した標柱

基点第801号 隠岐郡知夫村浅島北側に設置した標柱

ア 基点第798号から38度150メートルの点

イ 基点第799号から38度60メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第116号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ほんだわら養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村御越鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第802号、ア、イ、基点第804号の各点及び隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤南側の線とによって囲まれた区域

基点第802号 隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤突端に設置した標柱

基点第803号 隠岐郡知夫村ハナレ瀬東端に設置した標柱

基点第804号 隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤に設置した標柱

ア 基点第803号から84度160メートルの点

イ 基点第803号から84度60メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第241号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂タケイシ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第650号、ア、イ、ウ及び基点650号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第650号 隠岐郡隠岐の島町加茂的ノ前に設置した標柱

ア 基点第650号から90度50メートルの点

イ アから351度440メートルの点

ウ 基点第650号か351度440メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

- ◎公示番号 区第242号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂ろうぶつ釜地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点651号、ア、イ及び基点652号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第651号 隠岐郡隠岐の島町加茂新崎に設置した標柱

基点第652号 隠岐郡隠岐の島町加茂赤崎に設置した標柱

ア 基点第651号から270度30メートルの点

イ 基点第652号から270度75メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

- ◎公示番号 区第243号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及び基点653号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第653号 隠岐郡隠岐の島町加茂通称役人島南端に設置した標柱

基点第654号 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎海苔島に設置した標柱

ア 基点第653号から90度の線が最大高潮時海岸線と接する点

イ 基点第653号から270度100メートルの点

ウ 基点第654号から270度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

- ◎公示番号 区第244号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第655号、ア及び基点第656号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第655号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島北端に設置した標柱

基点第656号 基点第657号から263度30分の線が最大高潮時海岸線と接する点

基点第657号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島北端に設置した標柱

ア 基点第657号から263度30分290メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦

- ◎公示番号 区第248号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町飯田津の井亀島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第669号、ア、イ、ウ及び基点第670号の各点を順次に結んだ線並びに基点第671号、基点第672号及び基 点第673号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第667号 隠岐郡隠岐の島町西町、西郷漁港沖防波堤東端

基点第668号 隠岐郡隠岐の島町飯田有田白崎西端に設置した標柱

基点第669号 隠岐郡隠岐の島町飯田津井通称出ヶ崎北西岸に設置した標柱

基点第670号 隠岐郡隠岐の島町飯田津井小亀島南端に設置した標柱

基点第671号 隠岐郡隠岐の島町飯田津井小亀島東端に設置した標柱

基点第672号 隠岐郡隠岐の島町飯田津井大亀島北端に設置した標柱

基点第673号 隠岐郡隠岐の島町飯田津井カカノ北岸に設置した標柱

基点第674号 隠岐郡隠岐の島町東町田尻京ヶ島西端に設置した標柱

基点第675号 隠岐郡隠岐の島町東町金峯山万古鼻西端に設置した標柱

ア 基点第669号から270度の線と基点第668号及び基点第675号を結んだ線との交点

イ 基点第667号及び基点第674号を結んだ線と基点第668号及び基点第675号を結んだ線との交点

ウ 基点第667号及び基点第674号を結んだ線と基点第670号及び基点第675号を結んだ線との交点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町飯田

- ◎公示番号 区第250号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町元屋地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第677号、基点第678号、基点第679号及び基点第680号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第677号 隠岐郡隠岐の島町元屋、元屋岸壁突端に設置した標柱

基点第678号 隠岐郡隠岐の島町元屋、東防波堤突端に設置した標柱

基点第679号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端に設置した標柱

基点第680号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端を南東に延長した海岸に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊

- ◎公示番号 区第251号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町湊地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第681号と基点第682号を結んだ線及び基点第683号と基点第684号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線と によって囲まれた区域

基点第681号 隠岐郡隠岐の島町湊、防波堤突端に設置した標柱

基点第682号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島南端に設置した標柱

基点第683号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島北端に設置した標柱

基点第684号 隠岐郡隠岐の島町湊よなぎ東端に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊

- ◎公示番号 区第253号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町津戸古釜谷地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第689号 隠岐郡隠岐の島町津戸前平島北端に設置した標柱

基点第690号 隠岐郡隠岐の島町津戸古釜谷に設置した標柱

ア 基点第689号から38度280メートルの点

イ アから128度140メートルの点

ウ 基点第690号から308度80メートルの点

エ 基点第690号から308度220メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町津戸

- ◎公示番号 区第254号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蛸木地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第689号 隠岐郡隠岐の島町津戸前平島北端に設置した標柱

基点第689号から83度270メートルの点

アから190度500メートルの点 イ

ウ イから100度100メートルの点

エ ウから10度500メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町蛸木

- ◎公示番号 区第255号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業

1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蛸木地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第692号、ア及び基点第693号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第692号 隠岐郡隠岐の島町蛸木鵜ノ滝に設置した標柱

基点第693号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷に設置した標柱

基点第693号から90度220メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町蛸木

- ◎公示番号 区第256号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業

1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蛸木糠谷地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第694号、ア、イ及び基点第695号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

基点第694号 隠岐郡隠岐の島町蛸木通称加島に設置した標柱

基点第695号 隠岐郡隠岐の島町蛸木江津鼻西端に設置した標柱

基点第694号から310度75メートルの点

基点第695号から0度250メートルの点 イ

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町蛸木

- ◎公示番号 区第257号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

漁業時期

(4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蛸木エツノ鼻南端地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第696号 隠岐郡隠岐の島町蛸木エツノ鼻南端に設置した標柱

ア 基点第696号から117度360メートルの点

イ アから250度350メートルの点

ウ イから160度480メートルの点

エ ウから70度350メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町蛸木

- ◎公示番号 区第258号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類漁業の名称漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蛸木エツノ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第697号 隠岐郡隠岐の島町加茂、蛸木界(旧西郷町、旧都万村界)に設置した標柱

ア 基点第697号から175度225メートルの点

イ アから250度350メートルの点

ウ イから160度780メートルの点

エ ウから70度350メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町蛸木

- ◎公示番号 区第259号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士高石地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第698号、ア及び基点第699号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第698号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻に設置した標柱

基点第699号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南側突端に設置した標柱

ア 基点第699号から112度250メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

- ◎公示番号 区第260号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士高石地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第700号、ア、イ及び基点第701号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

基点第700号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南側突端に設置した標柱

基点第701号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第700号から112度250メートルの点

イ 基点第701号から112度240メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

- ◎公示番号 区第261号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字豊田能田地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第702号、ア及び基点第703号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第702号 隠岐郡海士町大字豊田能田、沖防波堤に設置した標柱

基点第703号 隠岐郡海士町大字豊田能田前に設置した標柱

ア 基点第702号から228度150メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

- ◎公示番号 区第262号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士佐々木地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第704号、ア、イ及び基点第705号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第704号 隠岐郡海士町大字海士小船崎西端に設置した標柱

基点第705号 隠岐郡海士町大字海士菱敷に設置した標柱

ア 基点第704号から277度20メートルの点

イ 基点第705号から277度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

- ◎公示番号 区第264号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第708号、ア、イ及び基点第709号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第708号 隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎西端に設置した標柱

基点第709号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱

ア 基点第708号から270度150メートルの点

イ 基点第709号から250度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

- ◎公示番号 区第265号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井根木地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第710号、ア、イ及び基点第711号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第710号 隠岐郡海士町大字福井木戸南端に設置した標柱

基点第711号 隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱

ア 基点第710号から270度150メートルの点

イ 基点第711号から270度310メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田

◎公示番号 区第266号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井白津地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第712号、ア、イ及び基点第713号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

漁業時期

基点第712号 隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱

基点第713号 隠岐郡海士町大字福井目千西端に設置した標柱

ア 基点第712号から270度310メートルの点

イ 基点第713号から270度150メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字福井

- ◎公示番号 区第267号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士美田地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第714号と基点第715号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第714号 隠岐郡海士町大字海士通称丸山鼻西端に設置した標柱

基点第715号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻角木に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田

- ◎公示番号 区第268号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波須賀地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第716号、ア、イ及び基点第717号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第716号 隠岐郡海士町大字御波須賀に設置した標柱

基点第717号 隠岐郡海士町大字御波、須賀防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第716号から344度150メートルの点

イ アから90度の直線と基点第717号から345度の直線との交点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

- ◎公示番号 区第269号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波須賀地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第718号、ア及び基点第719号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第718号 隠岐郡海士町大字御波須賀岩棚南西端に設置した標柱

基点第719号 隠岐郡海士町大字御波堤に設置した標柱

ア 基点第719号から264度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

- ◎公示番号 区第272号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波内浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第724号、ア、イ及び基点第725号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第724号 隠岐郡海士町大字崎長瀬鼻東端に設置した標柱

基点第725号 隠岐郡海士町大字御波三島南東端に設置した標柱

ア 基点第724号から90度300メートルの点

イ 基点第725号から112度145メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

- ◎公示番号 区第273号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波大滝地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第726号、ア、イ及び基点第727号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 基点第726号 隠岐郡海士町大字御波三ノ浦北端に設置した標柱

基点第727号 隠岐郡海士町大字御波大滝に設置した標柱

ア 基点第726号から35度55メートルの点

イ 基点第727号から35度60メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

- ◎公示番号 区第274号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波深浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第728号、ア、イ及び基点第729号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

基点第728号 隠岐郡海士町大字御波大滝に設置した標柱

基点第729号 隠岐郡海士町大字御波深浦に設置した標柱

ア 基点第728号から35度60メートルの点

イ 基点第729号から35度60メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

- ◎公示番号 区第275号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第730号、ア、イ及び基点第731号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

基点第730号 隠岐郡海士町大字御波古小浦に設置した標柱

基点第731号 隠岐郡海士町大字御波竹岬に設置した標柱

ア 基点第730号から208度55メートルの点

イ 基点第731号から208度55メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

- ◎公示番号 区第276号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隱岐郡海士町大字知々井宇津屋地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第732号と基点第733号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第732号 隠岐郡海士町大字知々井宇津屋鼻に設置した標柱

基点第733号 隠岐郡海士町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱

(2) 地元地区

隱岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第277号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井セイ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第734号、ア及び基点第735号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第734号 隠岐郡海士町大字知々井、防波堤突端に設置した標柱

基点第735号 隠岐郡海士町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱

ア 基点第735号から65度120メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第278号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井沖田峰地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第736号と基点第737号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第736号 隠岐郡海士町大字知々井小黒崎に設置した標柱

基点第737号 隠岐郡海士町大字知々井フテ崎に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第279号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井長浜地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第738号、ア、イ及び基点第739号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第738号 隠岐郡海士町大字知々井に設置した標柱(北側)

基点第739号 隠岐郡海士町大字知々井に設置した標柱(南側)

ア 基点第738号から120度300メートルの点

イ 基点第739号から120度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第280号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隱岐郡海士町大字知々井長浜地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第740号、ア及び基点第741号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第740号 隠岐郡海士町大字知々井長浜南端に設置した標柱

基点第741号 隠岐郡海士町大字知々井通称トビ石に設置した標柱

ア 基点第740号から180度390メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第281号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井保々見地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第742号と基点第743号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第742号 隠岐郡海士町大字知々井保々見小グイに設置した標柱

基点第743号 隠岐郡海士町大字知々井保々見水谷鼻に設置した標柱

(2) 地元地区

隱岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第282号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井保々見樋ヶ浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第744号、ア、イ及び基点第746号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域。ただし、区第281号の区域を除く。

基点第744号 隠岐郡海士町大字知々井保々見蛇谷に設置した標柱

基点第745号 隠岐郡海士町大字知々井保々見水谷鼻北端に設置した標柱

基点第746号 隠岐郡海士町大字知々井保々見通称神田崎に設置した標柱

ア 基点第744号から330度100メートルの点

イ 基点第745号から330度100メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

- ◎公示番号 区第283号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字宇賀初座地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第747号、ア、イ及び基点第748号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第747号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀オロシヤの鼻に設置した標柱

基点第748号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀初座の鼻に設置した標柱

ア 基点第747号から180度120メートルの点

イ 基点第747号から180度130メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字宇賀

- ◎公示番号 区第284号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字宇賀物井地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第749号、ア、イ及び基点第750号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第749号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀物井、防波堤突端

基点第750号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀物井に設置した標柱

ア 基点第749号から200度100メートルの点

イ 基点第750号から200度100メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字宇賀

- ◎公示番号 区第286号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 あわび垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田ナガハマ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第753号、ア、イ及び基点第754号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第753号 隠岐郡西ノ島町大字美田あごごえ鼻に設置した標柱

基点第754号 隠岐郡西ノ島町大字美田シオハヤ鼻に設置した標柱

ア 基点第753号から115度50メートルの点

イ 基点第754号から115度50メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字美田

- ◎公示番号 区第287号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第755号、ア、イ及び基点第758号の各点を順次に結んだ線、基点第756号及び基点第757号の各点を結ん だ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第755号 隠岐郡西ノ島町大字美田セト通称マツタケ鼻に設置した標柱

基点第756号 隠岐郡西ノ島町大字美田通称わたのこ西端に設置した標柱

基点第757号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻北側突端に設置した標柱

基点第758号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

ア 基点第755号から270度250メートルの点

イ 基点第758号から270度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

- ◎公示番号 区第288号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第760号、ア、イ及び基点第761号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第760号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷通称アキグリ東端に設置した標柱

基点第761号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷赤崎鼻突端に設置した標柱

ア 基点第760号から50度440メートルの点

イ 基点第761号から77度150メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

- ◎公示番号 区第289号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第763号、基点第762号、基点第764号、ア及び基点第765号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域

基点第762号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷大桂島北東端に設置した標柱

基点第763号 基点第760号から272度の線が最大高潮時海岸線と接する点

基点第764号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島北東端に設置した標柱

基点第765号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷通称タカタキに設置した標柱

ア 基点第765号から78度30分500メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

- ◎公示番号 区第290号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村散田地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第766号と基点第767号を結んだ線並びに基点第768号、ア、イ及び基点第769号の各点を順次に結んだ線 及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第766号 隠岐郡知夫村散田に設置した標柱

基点第767号 隠岐郡知夫村大赤島北端に設置した標柱

基点第768号 隠岐郡知夫村大赤島東端に設置した標柱

基点第769号 隠岐郡知夫村散田コシンヤ島付近に設置した標柱

ア 基点第768号から90度200メートルの点

イ 基点第769号から90度250メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第291号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隱岐郡知夫村島津島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第770号、基点第771号及び基点第772号の各点を順次に結んだ線並びに基点第773号と基点第774号を結 んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第770号 隠岐郡知夫村島津島カトガ鼻に設置した標柱

基点第771号 隠岐郡知夫村島津島サザエ島東端に設置した標柱

基点第772号 隠岐郡知夫村島津島大頭東端に設置した標柱

基点第773号 隠岐郡知夫村島津島大頭西端に設置した標柱

基点第774号 隠岐郡知夫村島津島大頭側に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第292号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡知夫村浅島地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第775号 隠岐郡知夫村浅島東端に設置した標柱

基点第776号 隠岐郡知夫村鵜島北側に設置した標柱

ア 基点第775号から38度150メートルの点

イ 基点第775号から38度300メートルの点

ウ 基点第776号から38度210メートルの点

エ 基点第776号から38度60メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第293号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村津上り地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第777号と基点第778号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第777号 隠岐郡知夫村長尾鼻に設置した標柱

基点第778号 隠岐郡知夫村津上り鼻に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第294号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第759号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱

基点第789号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻北端に設置した標柱

ア 基点第759号から160度200メートルの点

イ アから270度410メートルの点

ウ エから270度410メートルの点

エ 基点第789号から340度100メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

- ◎公示番号 区第295号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村ウデ島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第795号、ア、イ、ウ及び基点第797号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第795号 隠岐郡知夫村ウデ島北端に設置した標柱

基点第796号 隠岐郡知夫村古海弁天鼻北端に設置した標柱

基点第797号 隠岐郡知夫村ウデ島南端に設置した標柱

ア 基点第796号から3度230メートルの点

イ 基点第796号から3度130メートルの点

ウ 基点第797号から183度20メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第296号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いわがき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村御越鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第802号、ア、イ、基点第804号の各点及び隠岐郡知夫村仁夫里赤島防波堤南側の線とによって囲まれた 区域

基点第802号 隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤突端に設置した標柱

基点第803号 隠岐郡知夫村ハナレ瀬東端に設置した標柱

基点第804号 隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤に設置した標柱

ア 基点第803号から84度160メートルの点

イ 基点第803号から84度60メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

- ◎公示番号 区第322号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ぶり、あじ、さば小割り式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第787号、ア及び基点第788号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第787号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷堂岩の南側に設置した標柱

基点第788号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻南端に設置した標柱

ア 基点第787号から191度の線と基点第788号から281度の線との交点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

- ◎公示番号 区第323号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 ぶり、あじ、さば小割り式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト弁天鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第789号、ア、イ、ウ及び基点第790号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第789号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻北端に設置した標柱

基点第790号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南西端に設置した標柱

基点第789号から340度100メートルの点 P

イ アから270度410メートルの点

ウ 基点第790号から301度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

- ◎公示番号 区第324号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 くろまぐろ小割り式養殖業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第758号、ア、イ、ウ及び基点第759号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域

基点第758号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

基点第759号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱

基点第758号から270度300メートルの点

ウから270度410メートルの点 1

基点第759号から160度200メートルの点 ウ

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

- 2 免許の予定日及び申請期間
 - (1) 免許予定日 平成25年9月1日
 - (2) 申請期間 平成25年5月15日から同年7月12日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

- 2 制限又は条件
 - (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮させなければならない。
 - (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置させなければならない。
 - (3) 公示番号区第324号に係るもの

この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えさせてはならない。ただし、その規模を超えない範囲 で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。

形状:正八角形

規格:一辺19.5メートル

台数:2台

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。